

車載ナビゲーション装置事件

【事件の概要】

「車載ナビゲーション装置」の特許権者である原告が、サーバーと携帯電話により構成されるナビゲーションシステムを提供する被告に対して、当該サーバーの使用差止め等を求めた事案である。

【事件の表示、出典】

H22.12.6 東京地方裁判所平成21年（ワ）第35184号事件
知的財産権判例集 HP

【参照条文】

【キーワード】

クレーム解釈

1. 事実関係

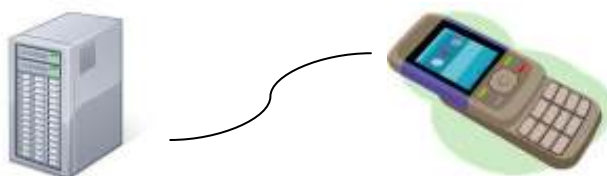
原告は、車載ナビゲーション装置に係る発明(2件)の特許権者である。

本件特許発明1（下線付加）	
1 A	目的地を設定しその設定した目的地を示す <u>目的地座標データ</u> 及び車両の現在地を示す <u>現在地座標データ</u> に基づいて現在地から目的地に至る航行情報を表示する <u>車載ナビゲーション装置</u> であって、
1 B	<u>目的地座標データ</u> を記憶するための記憶位置を複数有するメモリと、
1 C	目的地が設定される毎にその目的地を示す <u>目的地座標データ</u> を前記メモリの少なくとも前回の <u>目的地座標データ</u> の記憶位置とは異なる記憶位置に書き込む手段と、
1 D	目的地の設定の際に前記メモリに記憶された <u>目的地座標データ</u> を読み出

	す読出し手段と、
1 E	読み出された <u>目的地座標データ</u> のうちから1の <u>目的地座標データ</u> を操作に応じて選択し前記1の <u>目的地座標データ</u> の選択によって目的地を設定する手段とを含むことを特徴とする
1 F	<u>車載ナビゲーション装置</u>

本件特許発明2（下線付加）	
2 A	地図を表示器に表示する <u>車載ナビゲーション装置</u> であって、
2 B	複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す地点座標データを予め記憶した第1記憶手段と、
2 C	前記第1記憶手段から前記表示データを読み出してその前記表示データに応じて前記複数のサービス施設を前記表示器に表示させる手段と、
2 D	前記表示器に表示された複数のサービス施設のうち1のサービス施設を操作に応じて指定する手段と、
2 E	指定された1のサービス施設に対応する地点座標データを前記第1記憶手段から読み出す手段と、
2 F	読み出された地点座標データを記憶する第2記憶手段と、
2 G	前記表示器に地図が表示されているとき前記第2記憶手段から地点座標データを読み出してその地点座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して前記表示器に表示させる手段とを含むことを特徴とする
2 H	<u>車載ナビゲーション装置</u>

被告装置の構成



サーバー

② 経路検索、地図描画データ送信

②' 検索（カテゴリーに該当する目的地）

④' 地図座標データ送信

携帯端末

① 経路探索入力

③ 地図を表示

①' サービス施設等のカテゴリー選択

③' 検索結果表示、1つの施設を選択

⑤' 当該施設の所在地を地図上に表示

被告装置は、上図のとおり、サーバーと携帯端末とによって構成されており、両者が合わさることによりナビゲーション機能を果たしていることから、同装置が本件特許発明の「車載ナビゲーション装置」に該当するかどうか等が問題となった。

2. 裁判所の判断

(1) 「車載ナビゲーション装置」該当性（本件特許発明1・2）

裁判所は、次のとおり判示し、車両に載せられていない機器は、本件特許発明1・2の「車載ナビゲーション装置」を構成しないと判示した。

前記ウの「車載」及び「装置」という語の一般的な意義からすれば、「車載ナビゲーション装置」とは、車両に載せられたナビゲーションのための装置（ひとまとまりの機器）をいい、ひとまとまりの機器としてのナビゲーション装置が車両に載せられていることを意味すると解するのが、自然である。そして、本件各特許の特許請求の範囲の記載のように、A、B、C、Dとの「手段を含むことを特徴とする車載ナビゲーション装置」というとき、「ナビゲーション装置」がA、B、C、Dという手段を備えると

ともに、そのような手段を備えたナビゲーション装置が「車載」、すなわち、車に載せられていることが必要であると解するのが、その文言上、自然である。

また、本件各明細書に開示されている「車載ナビゲーション装置」の構成は、前記イのとおり、各構成要素から成る一体の機器としての「車載ナビゲーション装置」であって、被告装置における被告サーバーと本件携帯端末のように、車両内の機器と車両外の機器にナビゲーション装置の機能を分担させ、両者間の交信その他の手段によって情報の交換を行い、全体として「ナビゲーション装置」と同一の機能を持たせることは開示されていない。したがって、各機器をどのように構成し、また、各機器にどのように機能を分担するか、各機器間の情報の交換をどのような手段によって行うかについても、本件各明細書には何らの開示もされていない。

さらに、本件各特許発明はナビゲーション「装置」に関する特許発明であるから、「装置」の構成が特許請求の範囲に記載された構成と同一であるか否かが問題となるのであって、同一の機能、作用効果を有するからといって、構成が異なるものをもって、本件各特許発明の技術的範囲に属するということとはできないことはいうまでもない。

以上のことからすれば、本件各特許発明にいう「車載ナビゲーション装置」とは、一体の機器としてのナビゲーションのための装置が車両に載せられていることが必要であり、車両に載せられていない機器は、「車載ナビゲーション装置」を構成するものではないと解される。

(下線付加)

(2) 本件特許発明1における他の構成要件

裁判所は、本件特許明細書の記載から、「目的地座標データ」(本件特許発明1)の意義を次のように解釈した。

このように、「目的地座標データ」とは、目的地の設定と関連付けられ、過去に目的地として設定された地点の座標データであるとの属性が付与

された座標データであると解される。

そして、被告装置における「最近探した地点（検索履歴）」（目的地として設定されたか否かにかかわらず、検索された地点が表示される）を表示させるためのデータは「目的地座標データ」に該当しないと次のように判示した。

以上のことからすれば、被告装置においては、検索地点を表示した段階（画面1-④）で、当該地点が目的地として設定されていると認めることはできず、また、目的地として設定されたか否かにかかわらず、ユーザーが検索した地点を表示した段階で、検索された地点を記憶手段に記憶しているものと認められ、目的地として設定された段階で、目的地として設定された地点であるとの属性を持たせて設定された地点の座標データを記憶しているものとは認められない。

そうすると、被告装置において記憶される座標データは目的地として設定された地点の座標データではなく、また、読み出される座標データは目的地として設定された地点の座標データとして読み出されるものでもないから、被告装置は、本件特許発明1にいう「目的地座標データ」を記憶し、これを読み出しているものと認めることはできない。したがって、被告装置は、構成要件1-Aないし1-Eのいずれも充足するとは認められない。

（3）本件特許発明2における他の構成要件

本件特許発明2においては、「車載ナビゲーション装置」を発明特定事項とする構成要件（構成要件2A、2H）以外の構成要件については、全て充足する旨判示している。

3. 検討

裁判所は、「車載」という文言を重視し、「車載ナビゲーション装置」は、全て車両に載せられている必要があると判断した。形式的な判断ではある

が、クレーム文言上、一部の構成が「車載」されていれば足り、他の構成については「車載」されていなくてもよいと解することは文言上困難であると思われる。

この点、本件特許発明において、全ての構成が「車載」されていることがその効果を得るに際して格別の技術上の意義は認められない以上、あらゆる実施形態を想定したクレームの作成、特許明細書の記載が求められるところである。

もともと、知財高裁において、「車載」の点は、本件各発明の本質的部分ではないとして、均等侵害が認められる余地は残されており、東京地裁においても、均等侵害の主張が行われる事態を念頭において、その他の構成要件の充足性についても判断を示したものと思われる（特に、本件特許発明2については、「車載ナビゲーション装置」を含まない構成要件については、全て充足する旨判示されている。）。

(弁護士 井上 義隆)